

五月十六日玖珠地区コミ
ユニティ健康福祉部会主催
「後期高齢者医療制度につ
いて」の説明会が、玖珠町
役場の担当者を招いて玖珠
自治会館で開
催されました。

「後期高齢者医療制度について」

の説明会が開催されました。

説明会には約九十名の参加
があり関心の高さをうかが
わせました。

なお、昨今の報道
では与党プロジェクト
チームが低所得の
年金生活の負担軽減
措置を拡充する旨の
制度見直し案の検討
を始め、政府も6月
上旬にも緊急対策を
まとめる方針を確認
したとのことで、今
後更に改善策が打ち
出されることと思い
ます。



この制度は
既に2年前か
ら施行が決まっていたのに、
十分な説明のないまま今年
四月に年金から保険料が天
引きされたこともあって、



金藤健康福祉部会長

保険料は？

保険料は均等割額と所得割額で算出され、
被保険者1人ひとりが納めることとなります。
〇年金収入のみの方の年間保険料

(単身世帯の場合の例)

年金額120万円の場合は所得割はかか
らず、均等割額(47,100円、220万
未満は軽減措置あり)のみとなり、7割
の軽減措置があるため、14,100円とな
ります。

また、今まで保険料を支払っていなかった
社会保険の被扶養者も新たに負担すること
となりましたが、所得割額は2年間かからない
等の特例措置があります。



説明会場のようす

保険証は？

保険証は今までの国民健康保
険者証等に代わって、1人に1
枚新しい「後期高齢者医療被保
険者証」が交付されます。

医療機関での自己負担割合は、
現行の老人保健制度を同様、一
般の方は1割、現役並みの所得
者は3割となり、保険証には自
己負担割合を示す「1割」また
は「3割」が記載されています。

納め方は？

保険料の納め方は年金額が18万円
以上の者から天引きされます。

また、18万円未満の者や介護保
険料との合算額が年金受給額の2分の1
を超える者は、役場で個別に納めるこ
とになります。

詳しいことは、
玖珠町役場住民課及び税務
課にお問合せください。